

廈門大學圖書館珍藏
主編：季嘯風、沈友益

中華民國史史料外編

——前日本末次研究所情報資料

日文史料
第二十一冊

廣西師範大學出版社

施支那代表 またも

我軍中傷の通牒

聯盟に積極活動要望

「フエネーグ七日發」
 代表者、基氏は七日聯理會
 に對し又、日本軍の行動を非難
 する通牒を送り、理事會の積極的行動
 を要請した。通牒要旨左の如し
 一、日本軍は飛行機をハルピンに

支那政府は帝

の重大な責任を取るべ
ぎであるを痛感せしむることに
決して、閣議の持論を前代式に
覆した

最近の事態説明

芳澤大使より聯盟に

一、日本軍は北滿線車站に駐在して電信局を占領した。
一、約百名の日本歩騎砲兵隊は突然新民屯から巨流河に移動し二

【ジネーグ八日發】シネガール 津大使シネガール
八日國務院總理大臣に西洲及び一

平に返還するの已むなきに至
てゐる、この北支那における日
鮮人迫害の例を一々舉げてゐる。

一、日本軍は平天において支那軍の飛行機全部を押收し一九〇十年ヘーグ條約第五十三條即ち空戰狀態の既存を前提とする規定を採用して右行爲を正當なるものと主張してゐる

した
日本政府は支那政府に在留日本人の保護に必要なる手段を至急講ずるやう要望し且つ日本人を安全地帯に引揚げこめつゝある支那兵匪賊の内訌人に對す

ジュネーブ八日
に左の意味の操

奉行は日を送て甚だしく他
支那本部における排日病烈々
め事蹟重大化する、靜穩なる地
は軍隊撤退せざる不穩地域に

争誘發の位
止された；
方の召請状

日 滿

聯盟に排日暴狀暴露

國民政府が反省せぬ場合

【東京九日電】帝國政府は九日支那政府に對し、昨日抗議を突きつけた支那側の提議を能く却し、殊に、列強をして支那側目の不法不統制の理解せしむるため、特に正式公文を、右抗議書と併入したが、並一右抗議に對しては、支那側が何等の反響を、支那政府に適切有功なる防止手段を採らざる場合は、帝國政府は敢然この問題を國際聯盟に持

國の前に暴發し、暗くしてその
 秘密を飽すべく、變な態度を以
 て支那政府の出やうを監視する
 ことに決して、而して國際聯盟の友
 邦代表は、癸十四日の理事会召集
 を要するに前後の宣傳紙を試みん
 として、居り、理事会の降臨を避けて
 ざるものと見られ、に至つたので
 帝政府もこれに機會に好戰紙の
 發行を傳へ、友邦代表をこの日
 の景況に對して指摘し、支那排日の

國際聯盟總長卜氏

日支兩國に勸告

支那は排日を止め日本は視察員を招請せよとの私案

京津

日本は斷然御斷り

ジュネーブ八日發(聯合) 事務總長ドラモンド氏は七日個人の意見として日支代表に左の意味の提案をなし本國政府に傳達方を依頼した「各地の排日貨は戰爭誘發の危險あり、支那は速かに對日ボイコットを阻止されたし、日本政府は關係國各政府に滿洲視察員派遣方の招請狀を發せられ度し」右に對し日本代表は要索その他關係は既に視察員を派してをり日本は出来るだけ便宜を圖つてゐるから改めて招請の要なしとの回答をなした

暴戾な排日状況を

芳澤大使から説明

國際聯盟主腦部及新聞記者に

OCT 10 1931

東京 錦州事件に就いても

【東京九日電（連通）】我が日本軍閥の陰謀をなし、我日本軍閥の陰謀をなし、諸事明瞭となりたる爲め、日本軍は自國上の聖地より國先を制して錦州軍に一撃與ふる運動の實情を詳細に發表し、同時に各地に於ける在留邦人の生命財産の危險に堪えず、引揚げの必要あることを明確なる数字を以て示した。

暴虐なる排日

各地に於ける支那の對日敵國會の暴狀は一切の對日商業を禁絶せしむると共に日本人に對する食糧品供給の遮断、衣服料の供給拒絶等國交斷絶の際にも見られざる國際公法違反行爲を執りつゝ、あり明民政府當局が之に對し何等の有効適切な禁止策を行ひおらぬ事を指摘した。

錦州爆撃事件

又錦州爆撃事件に對ては支那

聯盟事務局と

日支兩國

兩代表部の報告及公電

【ジュネーブ八日電（聯合）】國際聯盟事務局は昨日聯盟支那代表部より滿洲事變に關し十月四日迄の情勢につき南京政府の電報を接授したが、本日は日本代表部から十月二日より十月四日に至る滿洲事變並びに滿洲各地に於ける獨立運動に關する十月七日附公電が聯盟事務局に提示された。或否や頗る疑問とせられてゐる。

OCT 11 1931

各國視察員派遣の招請

日本の立前に反す

ドラモンド氏の事變解決私案

わが外交當局が拒絶

【東京九日電】國際聯盟事務局はドラモンド氏は七日日支代表に對し私案として左の提案をなす國の考慮を求めた。

一、最近支那の排日暴化を其の儘放任して置く時は日支間に戦争を誘發する恐れあるに依りこの際支那にとり最大の義務は右排日運動を極力防止し過激派が事件の擴大防止につきなした勸告の趣旨を實行するにありと思ふ。従つて國際聯盟は支那に對し排日防止の處置を要求す。

二、日本が事件の擴大を防止し日軍の撤退を速やかにせむべく努めつゝあるは聯盟の信する處であるが、聯盟各國間に事態の收拾に關し疑念を興く向きあるから日本はこの際誤解一掃のため進んで聯盟關係國に滿洲視察員派遣方を招請されん事を希望す。

右ドラモンド氏の非公式提案に對した外務當局は堅決の答へ

その態度は多分日本に關する限り各國視察員の滿洲訪問は既に事實上行はれ居り、これに對し日本政府は適宜の答へを返すから今更ら改めて各國に視察員派遣を招請する要なしと認める。且つ斯る招請をなす事は第三國の介入を拒否する日本の立前に反するから之を容れるわけに行かぬ。

と云ふに決し、此の旨我代表部よりドラモンド氏に回答せしむる事とし九日訓電を發した。

今回の事變に對し

聯盟理事會議の通牒

兩國間で至急解決手段を講ぜよ

OCT 11 1931

北京

事態を更に悪化せしむなと

【ジュネーブ九日發聯合國際聯盟理事會議長レルー氏より新に日支兩國に發された通牒は、聯盟事務總長ドラモンド氏を通じて兩國の電報を以て通達されたが、其の全文は左の如くである。

理事會議長なる余は聯盟事務總長に對し以下の通達を貴政府に發す可き事を要請す。我々の接受した情報、滿洲及其他の地方で、日支兩國間の感情一層激化し、斯くしては、問題の解決を益々困難になすが如き、事態の起つ、ある事を示すもの、如くである。斯の如き情勢の下に於て、且理事會議の會合の開會される迄の間、於て、日支兩國當事者に對して、兩國が理事會に於て事態を更に悪化せしむるが如き、行動を取らざる可き事を誓約した事實を想起せしめ、兩國が理事會に對して興へ、且九月三十日の理事會の決議中に具言せられしある、各件を充分實行すると共に必要なる手段を兩國が取りつ、あるべきことに信頼する希望を表明するは、理事會議長としての余の義務であると感ずるものがある。

聯盟事務總長

サ・エリツク・ドラモンド

右電報の全文は、日支兩國以外に各理事國、並に米國政府に對しても通告され

視察員派遣提議

北京

に日本は不承認と回答

【東京九日發電通國際聯盟總長ドラモンド氏は、日支紛糾收拾の爲め、七日私案として支那に對し排日排貨即時

未次研究所

停止を、日本には滿洲狀態視察員の派遣を招請せよと提議したが、外務當局は「協約の結果重慶を多とするが、各國視察員は事實上訪問し居り、日本政府では便宜を計り、改めて招請の必要なく、斯る事は第三國の介入拒絶の立場から、承認出来ぬ」と決定した。我代表部は對し右の旨ドラモンド氏に回答する據本日請電を發した。

聯盟理事會に與へた

保障の實行を希望す

事務總長、理事會議長連名で

OCT 11 1931

満日

日支兩國に通牒送達

【シニエーヴ九日電】國際聯盟理事會議長連名で、事務總長連名で、九月九日の通牒を日支兩國に送達した。最近聯盟の接受せる情報に照し、滿洲その他の支那各地において日支の感情をより險惡ならしめ問題の解決を更に困難ならしむる如く思惟せらるゝ事件が續いて起りつゝある事を示す傾きがある、聯盟理事會の開會を見るまで人は取り敢へず兩國對峙に對し、兩國が理事會において事態を惡化せしむるが如き行動を差し控へる旨約束せる事實につき注意を喚起せんとするものである、同時に吾人は兩國が九月二十日の理事會決議に對し與へたる十分の保障を實行するため各々手段を講じつゝある事につき確たる希望を懷き居るものなる事を表明す

理事會は十三日開く

OCT 11 1931

満日

理事會に情報供給を依頼

【シニエーヴ九日電】國際聯盟理事會は十四日開會の決定の處、錦州事件に刺戟され十三日に繰り上げられた。なほ事務局總長ドラモンド博士は各理事會に對し、領事その他外交機關の提供せる日支關係の情報供給を求めると述べ、且つ日支兩國に對し、別項の如き通牒を發せしむるを加盟各國及びアメリカに依頼した。なほ十三日の國際聯盟理事會にはイギリス外相レチンク卿自ら出席する模様である。

外相首相協議

聯盟理事會の對策

東京十一日發（電報） 幣原外相は午前九時二十分外務省で永井次官等と協議の後若槻首相を訪問し二時前に

且り會議した、内容は聯盟理事會が十三日開會されるので支那側代表の提案に就き政府の對策を協議して瞭解を求めたものである、同一方支那公使陳漢益事宜は午前十一時外務省に谷亞細亞局長を訪問して錦州事件につき交渉し來つた、對支交渉は愈々白熱化するものと懸られてゐる

世界の輿論に訴へると稱し

米國愈々乗り出すか

事態は遂に時間の問題なり

日支は平和を破ると

「滿洲國」の成立は、日本が「支那」として、その領土を統一し、その主権を回復するに必要にして、その結果として生じたものである。この點は、日本の對外政策の根本である。日本は、この目的を達成するために、滿洲國を建設した。これは、日本の利益のためであり、世界の平和のためにある。日本は、この點を堅持する。日本は、この點を堅持する。日本は、この點を堅持する。

1937 先づ聯盟と歩を合せ
不戰條約を引用して

米國独自の行動に移る方針

大統領と國務長官の會見

事發後十日(聯合) スチュムリン氏は今朝ホワイトハウスにアーヴァン大統領を以て(ハル)州事變に關して會談する所があつた、本問題に關し米國政府が何等かの新方針に出る事は昨日の朝まで暫時的に決定してあるが是れについては未だ何等かの式勢がない、現在の事變では國聯聯盟と歩調を執り理事會に於ける日支の誓約が履行されてゐないといふ核心に達した時に直ちに獨目の行動に移すがその根據はクロアチア不戰條約及び九國條約が引用されるものと見られてゐる、國務省は現時にある三對委員の報告につき目下熟心に研究してゐるが國務長官は大統領との意見も何等關係に對し議論の如きものを漏らす會談内容についても不明を避けた

滿洲事變を重大視し

米國特別閣議を召集

然し日本への直接勧告
の手段には出でまい？

國際聯盟理事會より

日支兩國に通牒

各理事國並に米國にも通告

事態の悪化を憂へ

OCT 12 1937
京 津

各理事國並に米國にも通告

事態の惡化を憂へ

ジュネーブ九日發(聯合) 國際聯盟理事會議長レルー氏より新に日支兩國に發せられた通報は聯盟事務議長ドラモンド氏を迎じて兩國に電報を以て遞達されたがその全文は左の如くである

事實を想起せしめ兩國が理事會に對して與へ且つ九月三十日の理事會の決議中に具言されてゐる各言を充分實行する爲めに必要なる手段を兩國が取りつゝあるべき事に信頼する希望を表明さるゝは理事會議長としての余の義務であると感じるものである

錦州事件は

事態の擴大に非ず

OCT 12 1951

國際聯盟の通告に對する

京
津

我が外務省の回答

東京十一日發「電通」錦州事件につき國際聯盟議長から九日附て支兩國への事態防止通告に對し、外務省では昨日左の案文をヤンシ幣原外相は若槻總理と藏相間に諒解を求めた上本日回答する筈であるが其要旨左の如し錦州事件を事態擴大と見るは宜らない、日本政府が事態の擴大防止に努力せるは在滿鮮人虐殺事件の處置に對しても對等である、今回の事件は正裝を解除せぬ軍隊が義勇隊東進に無謀して停戦を宣告する、錦州に對し軍兵が義勇隊を組織し右殘存兵の窮乏したるに鑑み我軍隊は日本人の生命財産保護のため現地に停戦を宣告し、既に對し支那軍のための材料を受け自衛上訓練を授け下したので是を以て事態擴大とは見るを爾す、聯盟理事會の決議に反せぬは勿論寧ろ尊重し居る事を理事會側が承認するものと信ずる

占據地接收に関する

國民政府の要求

國際聯盟事務總長より

OCT 12 1931

滿日

其内容を加盟國へ通達

【東京特電十一日電】國際聯盟事務總長は、支那代表團の要求に基づき、國民政府より聯盟に對する左の電報を加盟國に轉達した。

國際聯盟事務總長は、支那政府の要求で十月九日附の電報を通過する、支那政府は日本軍隊撤退後各地接收委員として張作相、王樹常兩氏を任命、日本政府に現地の各陸軍司令官に占領地の引渡しを訓電すべきやう要請した、然るに今日まで何等の回答に就かず、依て支那公使に左記第二次通達を手交命令した。

九月廿日の國際聯盟事務會議決執行のため十八日以来日本軍の占領せる各地方を即時支那當局に引渡すべき事を必要とす、支那政府は日本軍の撤退における日本國民の生命財産の安全並に地方治安の維持及び警察力の再建に對する責任を持つべきを要請した、依つて十月六日日本政府に支那接收代表の任命通告と同時に日本政府に對し、理事會に與へた聲明に依り支那軍隊が占領地帯を接收し居住日本人の生命財産を保護すべきやう即時取極めを行ふべき事を要請した、爾來回答に就かず、且事件は極度に緊急を要するを以て本公使は以下の要求を爲すべき命令を發した。

一、日本政府は直ちに占領各地が來週中に接收さるべきを明示すること

二、本日中に現地各陸軍司令官に對し訓令を發し接收が明日より開始されるやう手配すること

以上の通達の寫は各理事國に送達され同時に日本の事態の進行報告はジュネーヴ及びワシントンに打電されるであらう

聯盟理事會に對する

滿日

我が芳澤代表の通牒

OCT 12 1931

滿日

【支那十日電】國際聯盟理事會に對したの如く通達した、全支の郡目に逐に對日軍の撤退を要請する、あるので日本は支那に對し支那が即日運動を實施し日本人の生命財産を充分保護し得ざる事態に對しては全部支那が責任を代ふべきものなる事を通達せり、尙同時に滿洲に於ける日軍の行動は正當防衛なる事を支那に通達せり

要
排日問題に關して

日本政府回答

聯盟を通じ支那側の通牒に

OCT 12 1931

京津

斷然支那の責任なり

【ジュネーブ十日發（聯合）】國際聯盟事務局長澤田氏は支那代表が國際聯盟を通じて各理事國に發した第一次通牒に對する日本政府の應酬として本日左の如き通牒を聯盟事務局に提出した

暴戾な排日

支那代表は聯盟理事會に對し態度を惡化せしむるが如き行動を執らざる事を諾した、然るに支那政府全市各地に於ける排日團體の活動を有効に取締るべき何等の

誠實なる方策を執らず、事態を益々惡化せしめて居る。是は多數の排日團體は支那各地に於ける日本人の生命財産並に通商の自由を危殆に陥れて居る事を指すものであるが此種の排日運動は既に既存諸條約の字義並に精神に違反するのみならず明白なる敵對的行爲である。仍て支那政府が速かに此種排日運動を取締り在支日本居留民の生命財産を充分保護することの出来ない場合は當然支那政府に於て是を治ふべきである。

一全支の排日團體 活動を

取締 誠實を示さず

之れ既存諸條約の字義、精神に違反」

OCT 12 1931

北京

國聯事務局長澤田氏の通牒

【ジュネーブ十日發聯合】國際聯盟事務局長澤田氏は、支那代表が國際聯盟を通じて各理事國に發した、一時通牒に對する日本政府の應酬として、本日左の如き通牒を聯盟事務局に提出した。

支那代表は聯盟理事會に對し、態度を惡化せしむるが如き行動を採らざるべきことを託した。然るに支那政府は全支各地に於ける排日團體の活動を、有効に取締るべき何等の誠實なる方策も取らず、事態を益々惡化せしめて居る。之は多數の排日團體は支那各地に於ける、日本人の生命財産並、通商の自由を危殆に陥れてゐるのである。此種排日運動は既に既存諸條約の字義並に精神に違反するのみならず、明白なる敵對行爲である。支那政府は其の種排日運動を有効に取締り、在支日本居留民の生命財産を、十分保護することが出来る。然るに其の結果に對する責任を採る可きである。

末次研究所

理事會の結果で

1931.10.10

支那、最後の國際請願

北京

【上海十二日發聯
合】南京來電外交
部は滿洲事變に關
し、十三日の國際聯盟理事會が日本の行動に對して適當なる裁斷を下さなければ、華府會議に調
印した七ヶ國に事變の經過を報告し、最後の國際的請願となす。

聯盟は一切の權威を振ひ

滿洲事變の解決せよ

との長文のメッセーヂを米政府が

OCT 13 1931

北京 聯盟事務總長宛に發送す

帝國政府の回答要旨

錦州事件は事態の擴大ではない

OCT 13 1931

北京

支軍の射撃に自衛上の措置

【華盛頓十一日發聯合】錦州
空襲事件に異常の衝突を受
けた米大領フーバー氏は、
九日緊急閣議を開き長時間
に亘り滿洲事變の審議を行
つたが、右閣議後直ちに滿
洲事變は、長文のメッセー
ヂを聯盟事務總長宛送つたこ
とが判明した。メッセーヂ
要領左の如し。聯盟は須く其の權限内に
於ける、一切の壓力と權
威を振ひ、滿洲事變の解
決を期せられたし。爾來フーバーとスチムソン
は絶えず接觸し、紛争地域
の米政府視察委員からの情
報を、慎重に研究中だが、
既定方針としての世界の輿
論への訴へは、右理事會の
審議の結果を待つて後行
ふ。【東京十二日發電通】國際聯盟に對する帝國政府の回答は昨十一日午後五時外務
省總部の審議を終り、午後八時南陸相の承認を経て同十時國際聯盟事務局に發
送された、原文は本日中に外務省より發表さる、答
【東京十一日發電通】錦州事件に關し國際聯盟理事會、並に事務長から九日附日
支兩國に對し、事態惡化防止の通告をなしたに對し、我外務當局では左案の文
を作製し、幣原外相は若槻總理、南陸相に諒解を求めた上、本日回答の答を、そ
の要旨次の如し。錦州事件を事態擴大とみるには當らない。日本政府が事態擴大防止に努力せ
るは、在滿鮮人虐殺事件の措置に徴しても明瞭である。今回の事件は武裝解
除をせぬ支那軍隊が、南鐵線東西の地區に集結し脅威を加へてゐるほか、張
學良が錦州に假政府を組織し、殘存兵の策源地となつてゐるに鑑み、我軍
は日本人の生命財産保護の爲め、飛行機を以て之等の偵察を行へる所、支那
軍が地上より射撃せる爲め自衛上爆彈を投下した。之を事態擴大と観るこ
とは出来ない。我政府は國際聯盟理事會の決議に反對せぬは勿論、之を尊重せ
ることを理事會が承認するものと信ず

【東京十二日發聯合】帝國政府は十月十日、聯盟理事會議長からの第二次通告に對し、十月十二日附長文の回答を發した。その要旨左、如し

二、帝國政府は滿洲事變に對し事態の擴大防止及び同地方の帝臣民の生命財産確保と共に、原地復讐の方針を一貫すると同時に、事件の圓滿解決、直接交渉に俟つの外なきを信じ、その趣旨で理事會議長の通告に回答し、理事會最終會議の決議に參加した

二、今や軍事行動は一段落を告げたが、特に異常の發展あるを認め、鮮人救援の爲めの出動乃至錦州偵察の日本軍飛行機が中國軍隊の狙撃を受け之に對抗して爆撃したるが如きは現地の状態を諒解すれば、直ちに首肯出来ることである。此の如きも發生的事實で直ちに事態を擴大する性質を有すと認めるは眞相を誤るもの、思考す。

滿洲事變防止出來ねば

軍縮會議は無意味

聯盟側、理事會に注目

【ジュネーヴ十一日發】十三日取
【ジュネーヴ十一日發】十三日取
【ジュネーヴ十一日發】十三日取

は同理事會が日支紛争を防止し得ざれば結局明年二月開催の軍縮會議の召集は無意味となるべしとの意見を保持して居る。即ち日支紛争は聯盟參加國間の戦争防止に關する聯盟の能力に對するよき試金石で、若し聯盟がこれに失敗せば聯盟の力により各國の安全を共同保障せんとする佛の主張も遂に無効となり、各國はその安全保障のためそれ／＼國防充實を要する事、聯盟が認めざるを得ない結果に達するものとさした

OCT 13 1931

わが軍事行動は

純然たる防禦的處置

日本には直接交渉の用意あり

帝國政府回答の要旨

【ジュネーヴ十一日發】支那の國際聯盟に提出せる日本軍撤退要求に對し日本政府は本日左の回答を聯盟に提出した
一、理事會の決議は十月十四日までに撤退完了を要求したるものに非ず

二、日本の軍事行動は日本軍より遙かに優勢なる支那軍が滿洲に在るため治安に對する脅威防止としての純然たる防禦的處置である
三、これ等支那軍の存在は日本が滿洲の治安維持に努めつゝある際極めて遺憾なる結果を惹起する虞あり

四、日支兩國感情の緊張と衝突の危険漸次増大す

五、日本は時局に對する解決方法は日支直接交渉に在りと考へる、依つて責任ある支那代表あらば何時でも交渉をなす用意あり

治安上撤兵不可能

日本政府理事會に通告

【ジュネーヴ十一日發】日本政府は聯盟理事會に對し左の通り通告した

支那が在滿邦人の生命財産保護を保障し得ぬため日本軍當局は秩序維持機關の或地方を除いては一旦決定せる撤兵を實行せしめ、他への餘餘なきに至つた、滿洲内多數の地方では日本人の生命財産の不安益々増大し日本軍無しには治安維持は困難である

聯盟事務總長

北京

大使の説明に

日本の立場を諒解す

【ジュネーブ十二日發聯合】本日巴里より到着せる芳澤大使は、直ちに事務總長ドラモンド氏を訪問し、錦州事件の説明を行つた。即ち芳澤大使は支那の大軍の間に挟まれてゐる日本軍の立場としては、敵情を觀察して、以て、重大なる衝突を避

出席各國代表

（ジュネーブ十三日發聯合）理事會出席各國代表
日本 芳澤護吉
支那 施肇基
英國 外相、レディング卿
佛國 外相ブリアン
西班牙 駐米公使デマダリ
グアテマラ駐佛公使 ホセ
マヌス、ヘクシ
愛爾 レスター、モルト
聯盟事務局軍縮部長 エリ
グロルバン
パナマ バレ
ペルー パレット
波蘭 フランソア、ソカル
ユーゴスラビヤ フオデ
ツデー

理事會に

レルー氏

出席は不能

【マドリッド十二日發聯合】國聯理事會議長レルー氏は大統領ザモラより西班牙議會の事態切迫の理由にてジュネーブ行き見合せを要求

米國側

樂觀

事態好轉

を確信す

（華盛頓十三日發聯合）パシ大統領は今朝の閣議に於て、滿洲事變の最近の情況に對する報告をなしたが之は頗る樂觀的なものであつて、米國政府の空氣を著しく緩和した形である、殊に米國政府は東京に於いて外相と對日支那公使蔣作賓氏とが會談したとの報道を歡迎し、之れ日支兩國が戦争の災禍を阻止せんと努めつゝある証左だと、飽くまで事態の好轉を確信するに至つた、

OCT 15 1931

世界の注視の焦點となつた

國際聯盟緊急理事會開かる

議長日支紛争經過に不満を表す
支那代表施肇基氏の脅喝的絶叫

新支

支那側干渉を要求

(ゼネバ十三日發電通) 滿州事件に起因する日支兩國の紛争を解決し日支開戦の危機を轉換すべき重大任務を帯び世界各國注視の焦點となつてゐた國際聯盟理事會は本日正午開會レール議長出席不能の爲スベイン外務次長マダリヤス氏が議長として一開會を宣しレール議長の名を以て

吾人は益々惡化し來つた日支兩國の努力を充分諒とするものであるが不幸にしてその結果は有効でなかつたことを遺憾とする、吾人は支那の秩序恢復され人命の尊重などのことを切望したものだ平和解決をなし、特に米國が聯盟理事會と全然同意向なるに關し注意を喚起する

と述べ英國代表リーデング卿を通じて天津英國領事より

一、日本軍裝や列車が通過路に到着したこと

一、日本軍が同所の線路の一部を破壊し管内貨物の一部を擡搬したこと

一、日本人が奉天米國領事に對し滿鐵附屬地南側に約二千の日本軍裝ありと報告したこと

一、支那側が日本軍飛行機の錦州停駐は支那軍の挑戦によることを否認してゐること

一、支那軍は高射砲を使用せず從つて飛行機に發砲しなかつた

等のことを列記せる報告を理事會に提出した次いで支那代表施肇基は

若し聯盟が日支紛争の解決に失敗せばこは即ち來春二月ジュネーブに開會さるる國際聯盟軍縮會議の挫折を招來する

結果となる

と絶叫し聯盟の干渉を要求し支那側代表の演説終るや議長は午後一時散會を宣した尙午後三時より理事會再開され日本側代表芳澤大使の主張を闡明することとなつてゐる。

芳澤大使滿場の緊張裡に

力強く日本の立場を説明

OCT 15 1931

新支

支那側の不誠意を駁撃

(ジュネーブ十三日發電通) 聯盟理事會は午後三時半再開された劈頭日本代表芳澤大使は滿場の緊張裡に力強く日本の立場を説明して支那代表の論難を反駁した、演説全文左の如し

聯盟理事會が日本問題を論議せんとせば、滿洲に於ける日本の地位に關して充分なる理解をもつ事が最も必要である、日本は支那に於て何ら領土的野心を抱藏せず、特に商業上の活動に關しては全く門戸開放政策を擁護するものである、滿洲に於ける日本軍の行動は今や停止状態にあり戰事状態は存在して居らない、但し日本軍は在滿邦人保護の責任をもつものである、
つて、日本軍飛行隊は支那軍隊の反撃行動を監視する必要があるのである、即ち之がために前滿錦州爆撃が行われたのである、日本が支那各地に軍艦を派遣した事は連續的且つ深刻なる排日行爲の結果在留邦人の生命財産に多大の不安を生じたるを以て之を際むるために外ならぬ如何なる國と雖之に同様の状態のもとに置かれたなら、斯かる手段をとつて不幸な事件の發生を未前に防止するであらう、支那の狀態は尙極めて不安なるものあり今直ちに日本軍が撤退

せし秩序を維持し生命財産を安全に保護する事は不可能の
状態にある、日支兩國間に起れる悪感情を除くべき最も緊
急なる事は兩國民の協調であるそれは兩國が主要大綱に關
して協約に達する事により得らるるものである、即ち右の
原則及協定は事態の常軌復舊状態によつて撤兵とする基礎
となるべきもので、帝國はそれらの根本原則に關し支那側
に即ち交渉を開始すべき準備をもつものである。

聯邦理事會の諸君が滿洲に於ける日本の地位を明かに認識される事が最も要なる事について一言す
れば日本は滿洲に於て經濟上、政治上死活的インテレストをもつて居るが、然し領土的野心は決して
有して居らぬ、各國の商業的活動に對しては常に機會均等、門戸開放政策を擁護し來り滿洲に於ける
外國商業は日本の開發によつて百倍の増加を來し支那人が其最大利益を受けて居るものである日本は
條約上の權利と國民の勤勞とにより現に滿洲に廿億圓の資本を投下して國民經濟上及生活上の最も重
要なるものになつて居るのである、即ち日本は滿洲に於ける我權益に對す
る迫害は帝國の生存其ものに對する迫害と見なさるるもの
である、滿洲に於ては日支兩國民が相並んで自由に勤勞す
る事を要求するのは合法的且つ穩和なる要求であると確信
するものである、然るに滿鐵や鐵各地に於て我が警備兵が屢々土匪の襲撃を受け特に九月十
八日夜支那正規兵のため攻撃された事は帝國の斷じて忍容し得ざる處である目下日本は、わが軍隊を
原野地に撤退せしむべき方法又は協定を可能ならしめるため支那と直接交渉を開かん事を要求して居
り、まづその根本案を決定して問題解決の基礎を作らんとするものである。